

秋 田 県

土木工事共通仕様書

令和 4 年 1 0 月 1 日以降適用

仕 様 書

第 1 9 編 公害防除 特別土地改良編

赤字：秋田県独自項目

青字：今回改訂部分

(R4. 10. 1改訂)

— 表紙 (裏) 空欄 —

目 次

第19編■公害防除特別土地改良編	1
第1章■公害防除特別土地改良工	1
第1節■適 用	1
1－1－1 ■一 般	1
第2節■基盤整地工	1
1－2－1 ■基盤整地	1
第3節■客土工、反転工	2
1－3－1 ■客土工、反転工	2
第4節■畦畔工	2
1－4－1 ■畦畔工	2
第5節■道路工	2
1－5－1 ■道路工	2
第6節■水路工	2
1－6－1 ■水路工	2
第7節■暗渠排水工	3
1－7－1 ■暗渠排水工	3
第8節■土壌改良工	3
1－8－1 ■土壌改良工	3
第9節■土取場工	3
1－9－1 ■土取場工	3
第10節■客土運搬工	3
1－10－1 ■客土運搬工	3

— 空白 —

第19編 ■ 公害防除特別土地改良編

第 1 章 ■ 公害防除特別土地改良工

第 1 節 ■ 適 用

1－1－1 ■ 一 般

1. 公害防除特別土地改良工事（以下「公特工事」という。）は、事業者の事業活動によって生じた、カドミウム、銅、砒素等による農用地の土壤、又は、かんがい用水が汚染されたものを除去し、防止又は回復するための工事であるため、受注者は、再汚染が生じないよう慎重に施工しなければならない。
2. 公特工事の地域は、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」により、地域指定された範囲であり、受注者は工事着手前に監督職員立会の上、地域の確認を行い、必要に応じて境界杭を設けなければならない。
3. 公特工事は、他の工事と異なり、受益者と利害関係が多く、又、受注者は汚染土を取り扱うので、これら汚染土を非汚染地域に流出、拡散しないよう十分留意しなければならない。
施工にあたっては、再汚染等が生じないよう上流部より施工しなければならない。
また、客土等の後で、汚染土を掘削し再汚染の原因となるような工事計画を立ててはならない。
4. 受注者は、工事着手前に、極力地域外の排水を遮断し地区内への流入を防ぐとともに、地区内の地表水及び地下水は排除した状態で施工するものとする。
5. 公特工事の復旧方式及び工法は、設計図書によるものとする。
6. 本章に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編及び第 3 編土木工事共通編の規定によるものとする。
7. 材料は、第 1 7 編 1－2－3 ■材料及び第 2 編材料編の規定によるものとする。

第 2 節 ■ 基盤整地工

1－2－1 ■ 基盤整地

1. 区画整理方式（併せ行う区域も含む）及び基盤切盛のある現状回復方式については、第 1 3 編第 1 章第 3 節整地工の規定によるものとする。
2. 受注者は、基盤切盛の仕上がり標高について、計画平面図を目標として施工しなければならない。ただし、切土標高については、指定標高とする。
3. 受注者は、反転工について掘削した汚染土と非汚染土を混合してはならない。トレンチに埋戻しする汚染土は、不等沈下等生じないよう層状に敷均し、各層毎に転圧しなければならない。
4. 受注者は、基盤整地完了後、監督職員に施工管理表を提出し、確認を受けなければならないものとする。

第3節 ■客土工、反転工

1－3－1 ■客土工、反転工

1. 客土材と反転材（以下「非汚染土」という。）及びその敷均し厚は、設計図書によるものとする。
2. 受注者は、施工途上において反転材の量が確保できないと思われるときは、監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、非汚染土の敷均し作業によって露出した石礫、岩塊、草木根等、耕作に支障のある雑物については、処理について監督員と協議しなければならない。また、除去に要する費用は変更の対象とする。
4. 受注者は、非汚染土の敷均し及び整地作業で重機走行に伴う硬盤が局部的に生じないように十分留意して施工しなければならない。
5. 受注者は、反転工のトレンチ内の排水を田面に直接排水してはならない。
6. 受注者は、非汚染土の敷均し作業に際して、汚染土を混入してはならない。

第4節 ■畦畔工

1－4－1 ■畦畔工

1. 畦畔用土は、非汚染土とする。
2. 受注者は、畦畔用土に、畦畔の崩壊、漏水の原因となる雑物等が混入しているときは、これを取り除かなければならない。
3. 受注者は、畦畔の築立に際して、区画線に合致するように施工し、締固めを行い、設計図書に明示する断面に仕上げなければならない。

第5節 ■道路工

1－5－1 ■道路工

1. 区画整理方式では、道路用土に原則として表土を使用してはならない。
2. 受注者は、道路法面部について非汚染土で覆土し、設計図書に明示する断面に仕上げなければならない。
3. 客土運搬道路に使用する材料は、設計図書によるものとする。
4. 以下、第13編第1章第7節道路工の規定によるものとする。

第6節 ■水路工

1－6－1 ■水路工

1. 受注者は、用排水路の溝畔用土について、非汚染土を使用し漏水を引き起こすような石礫、雑物は取り除き、入念に締め固め所定の断面に仕上げなければならない。
2. 以下、第13編第1章第4節用水路工（開水路）、第5節用水路工（管水路）及び第6節排水路工の規定によるものとする。

第7節 ■暗渠排水工

1－7－1 ■暗渠排水工

1. 受注者は、再汚染防止のため掘削、埋戻し、残土処理等一連の工事において、非汚染表層土に汚染土が混入しないよう十分留意し施工しなければならない。
2. 以下、第13編1－3－6 ■暗渠排水工の規定によるものとする。

第8節 ■土壌改良工

1－8－1 ■土壌改良工

1. 使用する資材は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく保証票が付されたものでなければならない。
2. 特殊肥料は、肥料取締法第22条及び第23条の規定に基づき、知事に届出されたものでなければならない。
3. 使用資材及び単位当たり使用量は、設計図書によるものとし、受注者は、その所定量を均等に散布するよう注意しなければならない。
4. 受注者は、強風で資材が飛散するような状態のときは散布してはならない。
5. 受注者は、資材の保管にあたって、変質しないよう湿気に注意しなければならない。又、堆肥をほ場に仮置きする場合には、悪臭、飛散等で付近住民に迷惑をおよぼさないよう注意しなければならない。
なお、堆肥をほ場に仮置きする場合は、ビニールシート等を敷かなければならない。
6. 土壌改良深は、設計図書によるものとする。又、受注者は、汚染土を攪拌してはならない。
7. 受注者は、攪拌によって耕作に支障ある雑物が露出したときは、速やかに除去しなければならない。

第9節 ■土取場工

1－9－1 ■土取場工

1. 土取場の位置及び範囲は、設計図書によるが、受注者は、工事着手前に監督職員立会のうえ土取場の範囲を確認するものとし、必要に応じ境界杭を設けなければならない。
2. 受注者は、土砂流出等で隣接地域に迷惑をおよぼさないように管理しなければならない。
3. 受注者は、掘削中に土質に大幅な変化が生じた場合には、速やかに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
4. 排根の処理は、設計図書によるものとする。

第10節 ■客土運搬工

1－10－1 ■客土運搬工

1. 運搬経路は、設計図書によるものとする。
2. 受注者は、運搬にあたって、交通安全に努めなければならない。又、交通安全対

策は、設計図書及び監督職員の指示によらなければならない。

3. 受注者は、運搬にあたって、路上への客土の飛散がないよう留意しなければならない。又、防塵対策として、散水等を行うものとし、地域住民に迷惑をかけないようにしなければならない。
4. 受注者は、運搬用トラックに、設計図書による事業名、番号等を記載した表示板を、車体の前後から見えるよう受注者の費用負担により取り付けるとともに、運行管理には、十分な配慮をしなければならない。

なお、監督職員がこれら運行管理状況の報告を求めたときは、受注者はこれに応じなければならない。